

いじめ防止等のための基本的な方針



2023年 4月改訂

千曲市立戸倉上山田中学校

I いじめ防止等の対策ための基本的な方向

1 本校が目指す学校や生徒の姿

校訓 「努力・友愛・責任」

《学校教育目標》

自立した生徒を育成する

本校では、学校の願い（教育方針）として、生徒、先生、保護者・地域が互いに対話し、学び合い、高め合う学校 共に学ぶことが楽しい、明日も来たくなる学校づくりを進める。

そのため、次のような点を重点として取り組んでいる。

『魂・智・和』を

全校の合言葉に

魂を込め、智を磨き、和を大事にする

【魂】充実した学校生活

「プライドファイブ」を生徒会と共に徹底し、安心・安全・信頼の学校生活を構築する

【智】確かな学力

どの生徒も学びやすくなる学習環境作りをし、生徒の「基礎的な知識・技能」「思考・判断・表現力」「主体的に問題解決していく力・人間力」を育む

【和】よりよい人間関係

対話・連携を大切にして、「多様性を認め合う人間関係」をつくり、生徒・先生・保護者・地域で学校づくりを進める

戸上中プライドファイブ

- ー 日本一の応援
- ー 元気あふれる「あいさつ」と「部活動」
- ー 完全無言清掃
- ー 心をそろえる(つばさ祭、無言入退場、合唱、くつ)
- ー 地域に感謝

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では上記の目指す姿を具現するため、次のような基本的な考え方のもとにいじめ防止等の取り組みを進めていく。

(1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において次の点を念頭に置いた活動を行う。

<いじめの起きにくい学校・学級づくり>

- 「学ぶことの楽しさやよさを感じる学習、実感をともなった学習」に向けた日々の授業の充実を図る。「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざした授業改善をすすめ、学習内容の確かな定着を図る。
- 生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- 生徒が相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動を設定し、積極的にすすめる。
- 他者や集団との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止められる「自己有用感」が生まれる活動を工夫する。
- いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

<いじめは絶対に許さないという姿勢>

- 教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめられてよい子は一人もない」という意識を強く持ち、いじめ防止等に取り組み、保護者や地域へも発信する。
- 生徒に「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。すべての職員が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りからわかりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつようにする。また、一人で判断するのではなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。また、保健室を相談窓口とし、生徒や保護者に周知し、生徒がいじめを訴えやすい体制と整える。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。ま、いじめを把握した場合の対応の仕方について、職員は共通理解を図っておく。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧に対応する。また、家庭への連絡・相談や事案に応じ、教育委員会等関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組みことが欠かせない。そのため、平素から保護者や関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、上記「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を確認するなどして、複数の教員で行う。

そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とすることが必要。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけることが重要。

(2) いじめの様態

いじめには下記のような様態がある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等によるSNS上での誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、いじめ不登校対策委員会（法第22条に規定された「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」）を活用して複数の教員で行うことを原則とする。その際、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- ・ 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対し、適切に指導する。
- ・ 行為を行った児童生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・ いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4) 見えにくいいじめ

いじめの行為の代表的なものは、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などである。これらの行為だけを見れば、好ましくないもの、「ささいなこと」、日常的によくあるトラブルである。しかし、そうしたささいに見える行為を継続的に複数の者から繰り返されたりすること等により、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、精神的に追い込まれていくことがある。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、犯罪行為として取り扱われるべきものにエスカレートしていく危険性もある。

いじめは、大人の目につきにくいように行われることが多いため、気づかずに見過ごしてしまったり、気づいてもふざけ遊び、よくあるトラブル等と判断して見逃してしまったりすることもある。さらに、「いじめは簡単には解決されない。」、「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と生活経験から感じている生徒もあり、自分からいじめを訴えないことも考えられる。

いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気づいたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くように努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、見えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で、問題をみえるようにしていくことが必要。

(5) いじめの背景と児童生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られるだけでなく、日常的な未然防止にもつながる。

ア いじめの背景

- ・児童生徒相互の人間関係の難しさや、教師・保護者などの身近な大人からの配慮に欠ける接し方により、信頼関係がうまく築けず、自己肯定感が育ちにくい。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分に味わえていないことがある。
- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- ・心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。

児童生徒を取り巻く状況等を多方面から探り、気持ちを読み取れるようにすることが必要。そうすることが日常的な未然防止につながる。

イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことも必要である。

ウ いじめる児童生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の児童生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などがあげられる。

Ⅱ いじめ防止等のための取り組み

1 戸倉上山田中学校いじめ防止基本方針

本校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容、いじめ防止等の取組の年間計画等を『戸倉上山田中学校いじめ防止基本方針』として策定する。

本方針を学校のホームページで公開したり、保護者の配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取り組みを進める。

また、生徒の状況や、学校自己評価アンケートなどを勘案し、機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直しを行う。その際は、保護者や地域の方の参画を図ったり、生徒の意見を取り入れたりすることも検討する。

2 ふれあいネットワーク戸上

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に規定される「学校のいじめの防止等の対策のための組織」を「ふれあいネットワーク戸上」が担う。いじめは生徒の精神、肉体を著しく傷つけ、健全な成長を阻害し、さらに生命までも奪うものである。その根絶のため、学校、家庭及び地域が協力し、戸倉上山田中学校生徒が明るく豊かに生活することを願い、心身ともに健全な生徒の育成をはかるために「ふれあいネットワーク戸上」を組織する。

(1) 組織

本会は次の者で構成する。

学 校	：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任、不登校支援コーディネーター
保 護 者	：PTA正副会長、各地区長、各学年会長、校外指導部長
地域関係者	：民生児童委員地区会長、主任児童委員（区長会長、育成会長）
関 係 機 関	：民生児童委員会会長、主任児童委員

また、校内に「いじめ対策委員会」を置き、機動的な運営にあたる。

校長・教頭	……	全体の統括・渉外
教務主任	………	年間計画の作成（調整）・検証
生徒指導主事	…	年間計画作成・個別のいじめ事案への対応推進、啓発
人権教育係主任	…	年間計画作成・啓発
養護教諭	………	相談窓口・いじめ事案への対応
不登校支援コーディネーター	…	教育相談の計画
学年主任	………	各学年の取組・個別事案の対応

スクールカウンセラー	…
相談・小委員会へのアドバ	
イス	

(2) 規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、「ふれあいネットワーク戸上」と称する。

第2条 本会は事務局を、千曲市戸倉2500番地 戸倉上山田中学校内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、いじめを中心とした学校内の諸問題の根絶を目的とし、学校・家庭及び地域の協

力の中で、明るく豊かな生活を願い、心身ともに健全な生徒の育成を目指す。

第 4 条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- 1 年に2回、ふれあいネットワーク戸上（以下 委員会という）を開催し、連絡協議・決議を行うこと。
- 2 諸問題根絶のため、関係する各機関との連絡調整を行うこと。
- 3 生徒指導的問題に対する、各種の資料を作成し、これを配布すること。
- 4 諸問題根絶のための情報収集と、その対策を講ずること。
- 5 その他、前条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 組 織

第 5 条 本会は、民生児童委員協議会長（戸館地区、上山田地区）、主任児童委員（戸館地区、上山田地区）、PTA正副会長、各学年会長、地区会長、校外指導部長、学校長、教頭、正副教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、不登校対策教諭をもって組織する。

第 6 条 各委員の任期は、委員を構成する役職の在任期間とする

第4章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

委員長 1 名 副委員長 2 名

第 8 条 委員長はPTA会長がその任にあたる。

委員長は、本会を代表し、会務を統括する。

第 9 条 副委員長は、民生児童委員協議会長 1 名及び学校長がその任にあたる。

- 1 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事由がある時はこれを代行する。
- 2 副委員長は、委員会の進行及び議事・協議における議長の任にあたる。

第 10 条 役員の任期は、委員を構成する役職の在任期間とする。

第5章 会 議

第 11 条 委員会は、委員長、副委員長及び全委員をもって構成し、年 2 回以上、委員長がこれを召集する。

諸問題の防止及び事例に対する対策、研修、事業計画、その他必要な事項の検討及び決定をし、本規約に規定された事項の執行にあたる。

第 12 条 委員会は、副委員長がその進行及び議長を務める。

第 13 条 委員会へ提出すべき議案のある者は、提案理由を付して委員長に通知しなければならない。

提案者 ⇒ **委員長** ⇒ **小委員会** ⇒ **委員会**

第 14 条 本会での、協議・決議事項及び本規約に規定された事項の執行に関する一切の事項の公表は、個人のプライバシーに関係し、人権の侵害に関わるものであるので委員会の承認を得なければならない。

第6章 小委員会

第 15 条 本会は円滑な運営のため、小委員会を置く。

第 16 条 小委員会は、委員長、副委員長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事をもって構成し、委員長が必要と認めたときこれを召集する。

小委員会は、副委員長が会の進行及び議長を務める。

小委員会は、委員会に提出する議案の作成、委員会で協議・議決された事項の執行、緊急で委員会招集が困難な場合に重要事項の審議、その他本規約に規定された事項の執行にあたる。

第7章 事務局

第 17 条 事務局は教頭がその任に当たる。

- 1 本会は、会務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局は、委員長の命を受けて本会の事務処理を統括する。

3 事務局は、委員への連絡及び他団体との連絡調整にあたる。

第8章 心得

第18条 本会での、協議・議決事項及び本規約に規定された事項の執行にあたっては、特に情報収集及び当該者への接触のあり方には細心の配慮の上、これにあたる。

第19条 本会での、協議・決議事項及び本規約に規定された事項の執行にあたって得られた情報・その他は、基本的人権の尊重及びプライバシー保護の上から、その一切を、生涯にわたり個人的判断で公表及び口外してはならない。

付 記

第1条 本規約に規定のない事項は、小委員会において審議のうえ対処する。

第2条 本規約は、委員会において改廃することができる。

第3条 この規約は、平成10年5月26日から施行する。

第4条 本規約は、平成18年11月20日に改正、施行する。

第5条 第5章 第11条を平成27年5月28日に改正、施行する。

3 いじめ防止等の具体的な取り組み

校長のリーダーシップのもと「ふれあいネットワーク戸上」および日常的に教職員が一致協力して推進する。必要に応じて、保護者の協力を得たり、市教育委員会や関係機関・専門機関と連携したりして、いじめ防止等の取り組みを推進する。

また、学校自己評価アンケートや学校生活（いじめ）アンケートの結果より、成果と課題を明らかにしながら、次の取り組みの検証、検討等を行う。

（1）いじめの未然防止・早期発見の取り組み

① 未然防止

ア、学ぶことの楽しさやよさを感じる学習、実感をともなった学習に向け、日々の授業の充実を図る。【主体的・対話的で深い学び】

イ、生徒が主体的に取り組む活動の位置づけをしていく。自分のおもいを伝えたり、相手の感じ方や考え方を尊重したりすることができるコミュニケーション活動を設定する。

【自己有用感が生まれる活動】 【生徒会など生徒による人権活動のサポート】

ウ、教職員の姿勢として「いじめは絶対に許さない」「いじめられてよい子は一人もいない」という意識を強く持ち、学校の考えや取り組みを保護者や地域へ発信する。

【教職員の人権感覚の高まり】 【子どもの人権の尊重】

エ、いじめは当事者間だけの問題でなく、集団として解決していく課題であることを伝え、「いじめは決して許されるものではない」ことを法的な面からも指導する。【人権教育の充実】

オ、子どもの成長した姿、さらに伸ばしたい点などについて、日頃から保護者に伝え、子どもの状況を共有する。 【保護者との連携】

② 早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての職員が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。次のような点に気をつけていきたい。

ア、交友関係に注意を払い、生徒の心の動きをよく把握していること。

- イ、生徒の出すサインを見落とさない感受性を磨く。
- ウ、学年会、生徒指導委員会、教務会等で実態をつかむ。
- エ、学校生活アンケート、生活ノート、Q-U、チェックシート、相談窓口の周知、「SOSの出し方に関する教育」の推進により、生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- オ、他の問題行動との関連はないかを探る。
- カ、生徒と一緒に時間をできるだけ多く持ち、いじめに関係する情報をつかむ。

③ 早期発見の観点

- ア、授業中の反応でみる。自分を語れる子か。閉じこもる子か。
 - イ、先生が教室にいないと、教室に行かれない子。先生が来るまで教室へ入れない子。
 - ウ、指名したら、他の生徒から笑いがおきた子。
 - エ、沈んだ表情や態度が目立つ子。
 - オ、遅刻・早退・欠席が増えた子。
 - カ、生活ノートや作品等に気持ちが表れる子。
 - キ、委員、部活などを途中でやめたいと申し出る子。
 - ク、一人でいることが多くなった子。
 - ケ、職員室や研究室へよく顔を出す。
 - コ、ひどいあだ名で呼ばれることがある。
 - サ、靴隠し、ものをとられるなどのいたずらの標的になっていないか。
 - シ、トイレなどに名前を落書きされる。
- これらの観点到該当する生徒は、いじめを受けている可能性の大きい生徒であるという認識を持って生徒と対応する。

④ 迅速な対応

- ア、まず、当該生徒とじっくり話し合う。はじめは、何もないといったり、話さなかったりする生徒も多い。
 - イ、生徒の親と話し合う。保護者と担任の認識が一致していないと適切な解決に向けての指導ができないことが多い。
 - ウ、全員の協力指導体制を生かす。
- いじめ問題は、学校全体の問題ととらえて、1学級の問題として担任だけ関わって解決しようとするのではなく、学年会、生徒指導委員会、教務会、職員会、ふれあいネットワーク戸上等、関係の教職員、保護者、地域の方全員の力を借りて解決の道を探る。チーム支援を原則とする。

⑤ 家庭との連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取組むことが欠かせない。そのため、平素から保護者や関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

⑤ 開かれた学級づくりの重要性

いじめがあったとき、生徒が自ら問題意識を持って解決しようという自浄作用のはたらく学級作りをすすめる。

(2) いじめの起きにくい学校にするために

① 人間性を伸ばす教育

- ア、道徳を中心に、全教育活動でお互いの人格の尊重、心を大切にする生徒の育成をめざす。

イ、人権教育でいじめに関する指導をさらに重視する。

ウ、生徒集会、生徒会活動を通して、生徒同士でいじめ防止を考える機会をつくっていきたい。

② 教師・学校の姿勢

ア、いじめは人権侵害であるという認識を持つ。

いじめられるのは、おまえも悪いところがあるからだと絶対に言わない。思わない。

イ、生徒の自主自立の精神を育成する。

ウ、いじめを受けたら、先生が守ってくれるという信頼関係を築く。

エ、多様な価値観を認められる。画一的な価値観を押しつけない。

オ、体罰、暴言は厳禁。何が体罰か暴言かを意識する。

カ、校内秩序の維持に努める。

キ、学級の実態をオープンにする。（授業参観、学級PTA懇談等で）

③ 教育相談で大切にすること

ア、誠実、素直、対等な立場で、まず相手の言うことを傾聴・容認して聞く。

イ、相談の質を見極める。改善の方向を見つけようとしているのか、強い被害感情の批判、要求か。

ウ、相談者の感情を判断する。怒り、焦り、孤独、孤立など。

エ、問題を整理し、改善の方法を明確にし、相談者の安心、信頼を得る。

オ、保護者との相談では、「わが子」のための相談か、「自分」のための相談か見極め、できるだけ子どもの声を聞くことで解決、改善の近道を探る。

カ、「学級」の問題は、「学校の」の問題度として考え、協議して方向を見通す。

キ、問題改善のため、必要な場合は他機関との連携を積極的に行なう。

（３） 地域における教育について

現在学校では、すべての土曜日が休日になっている。今後はさらに生徒を家庭や地域に帰す方向に進むと思われる。そうなったとき、地域における教育が要求されると思われる。

ふれあいネットワーク戸上等において地域の方と共に、学校における教育のみではなく、地域における教育はどうあればよいのか、またどのように働きかけていけばよいのかを検討していく。

（４） 不登校といじめ

生徒が不登校になるきっかけに、いじめや仲の良かった子との友達関係のもつれによるものがある。不登校になった原因を探る中で、交友関係を中心にいじめにつながるものがなかったかどうか、きちんと把握する。

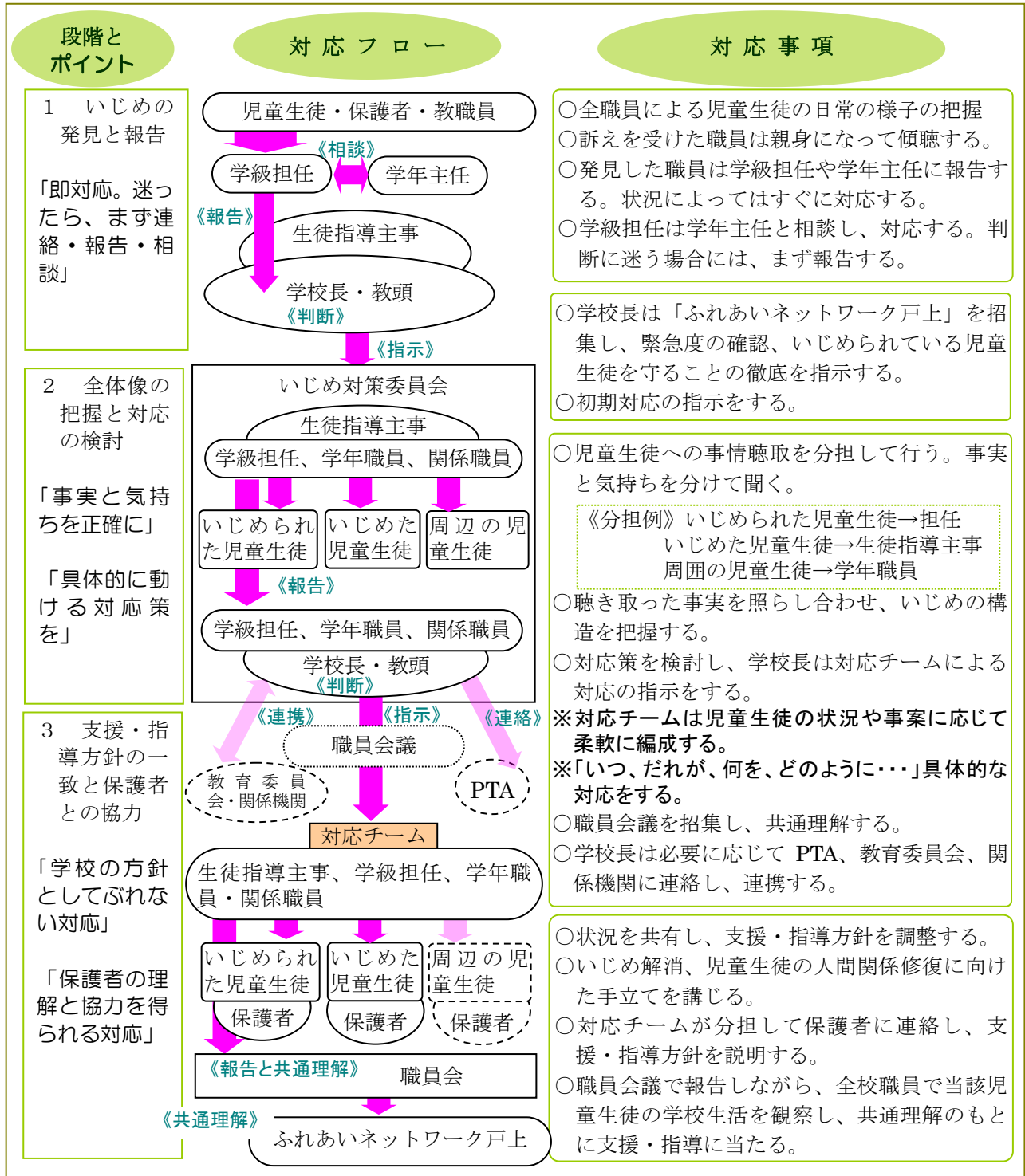
本方針を学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進める。

また、生徒の状況や、学校自己評価アンケートなどを勘案し、機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。その際は、保護者や地域の方の参画を図ったり、生徒の意見を取り入れたりすることも検討する。

(5) いじめが起きたときの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「ふれあいネットワーク戸上」を中核とした組織的対応をする。

(1) いじめが起きたときの初期対応



(2) 支援・指導のポイント

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けた場合には、一人で判断した

り、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。速やかに「ふれあいネットワーク戸上」に集約する。

②全体像の把握（事実確認）→指導体制は「ふれあいネットワーク戸上」の検討を経て校長が決定する。

- ・ 関係職員を含む「いじめの防止等の対策のための組織」の職員が分担して速やかに関係児童生徒から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・ 事実関係が明らかになったら迅速に保護者に事実関係を伝え、連携して必要な支援・指導を行う。

③いじめられた児童生徒又は保護者への支援

- ・ 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝え、うえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。
- ・ 安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。
※一時的な保健室や相談室での学習、いじめた児童生徒を別室で指導などを検討。

④いじめた児童生徒への指導と保護者への助言

- ・ いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導を行う。
- ・ いじめた児童生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。

⑤いじめが起きた集団への指導

- ・ いじめを見ていた、知っていた児童生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・ はやし立てたりして同調していた児童生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

4 ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

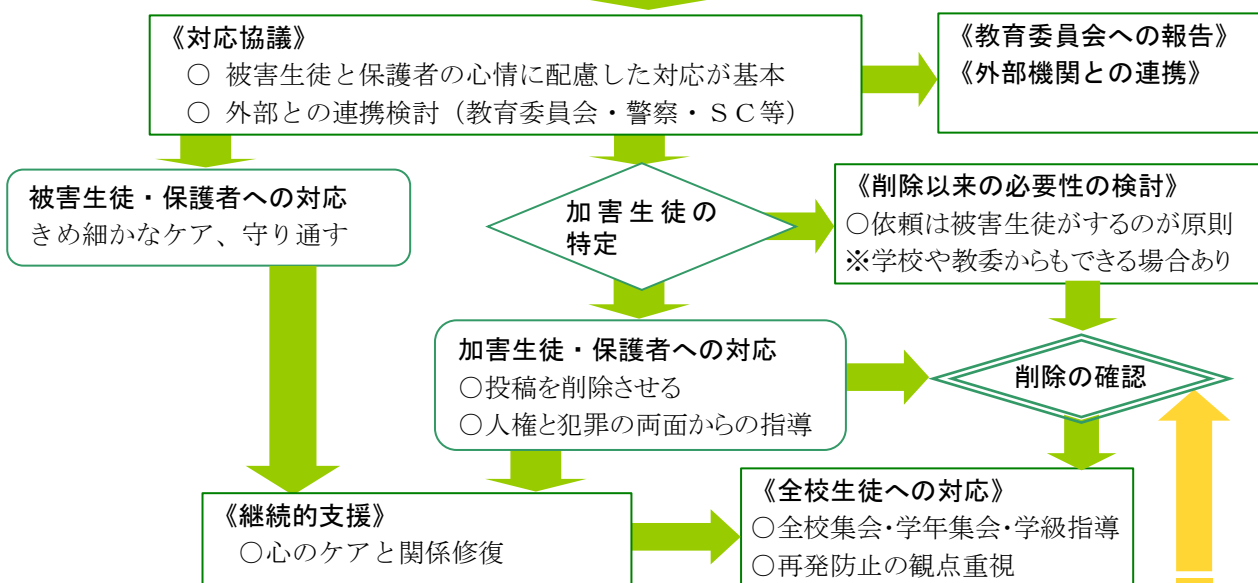
- ・ 未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。
- ・ 児童生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う。
【ネット上のいじめへの対応】

《「ネット上のいじめ」の発見／生徒・保護者等からの相談》
生徒の様子の変化を観察し、いじめの兆候を見逃さないように心がけるとともに、生徒や家庭からの相談がしやすいように相談窓口を周知しておく。

《対応チームの編成》
学校長を中心とする対応チームを編成し、指導方針や役割分担を確認する。

《事実確認と実態把握》
○ 被害生徒とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。
① 証拠の保全、② 発見までの経緯、③ 投稿者の心当たり、④ 他の生徒の認知状況
◇書き込み内容の確認と保存
書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。



《削除依頼と削除の確認》

(1) 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法（メール）の確認。「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認して削除依頼。

(2) 掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼。

(3) 警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

《相談窓口》

- 長野県警生活安全部生活環境課
026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター
(<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方法務局「子どもの人権 110 番」
0120-007-110
- 学びの改革支援課
026-235-7436

(1) 関係機関との連携窓口

本校では、関係機関と日常的に連携するために、次のものが窓口となる。

千曲警察署生活安全課・・・生徒指導主事

稲荷山医療センターなど医療機関・・・特別支援教育コーディネーター、養護教諭

千曲市子育て支援課・・・生徒指導主事

5 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 報告

重大事態が発生した場合は速やかに千曲市教育委員会に報告する。

(2) 初期対応

- ・ いじめを完全に止めた上で、初期対応を行う。必要に応じて、関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。
- ・ 速やかに「いじめ対策委員会」を中核とした「危機対応チーム（危機管理委員会）」を立ち上げ、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 関係児童生徒保護者へ迅速に連絡する。

(3) 事実関係を明確にするための調査

千曲市教育委員会の指導のもと、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

①学校が調査をする場合

《調査組織》

- ・ 校長の下、「いじめ対策委員会」を中核とした調査委員会を立ち上げる。
- ・ 公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。
- ・ 千曲市教育委員会を通し、長野県教育委員会教学指導課心の支援室に支援を要請する。
（長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」参照） 《調査の実施と情報提供、千曲市教育委員会への報告》

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

- ・ いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で十分な聴き取りを行うとともに、生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ・ いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。
- ・ いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 調査結果について千曲市教育委員会に報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

②教育委員会が調査をする場合

- ・ 調査の実施にあたっては、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。

③調査結果を受けた対応

- ・ 調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・ 状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

（４）その他の留意事項

- ・ 生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・ 背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考とする。
- ・ 重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための

- ・ 支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

6 いじめ防止等の取組の年間計画（案）

未然防止の取組（全校集会や人権教育強調月間、交流学习や体験学習、授業参観、道徳や学級活動のいじめにかかわる取組、講演会など）、早期発見の取組（個人面接や教育相談、アンケート調査など）、いじめ防止の取組に対する評価計画（学校生活アンケートの時期や会合予定など）、啓発行事（PTA講演会や地区懇談会など）の予定を年間計画に位置づけて作成。

	人権教育月間、集会、講演会等	教育相談やアンケート等	道徳（内容項目）			その他
			1 年	2 年	3 年	
4 月	○生徒指導主事講話		理想の実現	個性の伸張 生命の尊重	人間愛・思いやり 正義・公正・公平	
5 月	《人権教育月間》 ○校長講話 ○講演会	Q-U検査（P）	個性の伸張	信頼・友情	生命尊重	ふれあいネットワーク戸上①
6 月	○情報モラル講演会			感謝		
7 月	（○情報モラル講演会）	教育相談 学校生活アンケート（生徒）	男女の敬愛 信頼・友情 感謝	信頼・友情	男女の敬愛 個性の伸張	情報モラル職員研修
8 月			信頼・友情	生命尊重		いじめ状況報告（市教委）
9 月		Q-U検査	人間愛・思いやり	人間愛・思いやり 男女の敬愛		
10 月				正義・公正・公平	信頼・友情 生命の尊重	
11 月	《人権教育月間》 ・ 校長講話 ・ 人権教育授業参観 ・ PTA講演会 ・ 生徒会人権集会 ○SOS の出し方に関する教育（1 学年）	教育相談 学校生活アンケート（生徒）	人権教育係の計画による学習			
12 月		学校自己評価アンケート（保護者）		自他の尊重		ふれあいネットワーク戸上②
1 月		Q-U検査	信頼・友情 生命の尊重		自他の尊重	いじめ状況報告（市教委）
2 月		教育相談 学校生活アンケート（生徒）	生命の尊重		感謝	
3 月	○情報モラル講演会（3 学年）		自他の尊重 正義・公正・公平			学校生活アンケート公表 いじめ状況報告（市教委）
通年	学年の計画で、SNSに関する学習会等	配慮生徒の情報交換	道徳の視点を大切にした学習指導			あいさつ運動